

平成26年度 第2回 四国地方整備局事業評価監視委員会  
の開催結果（速報）

1. 日 時 : 平成26年10月29日（水） 13:30～16:00

2. 会 場 : 高松サンポート合同庁舎 13階会議室

3. 出席者

委 員 : 矢田部委員長、岡部委員、高塚委員、中野委員、日向委員、  
三木委員、山中委員

四国地整 : 局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、  
道路部長、港湾空港部長、用地部長 他

4. 議事内容

再評価審議（全16件）

吉野川総合水系環境整備事業

仁淀川総合水系環境整備事業

善徳地区直轄地すべり対策事業

怒田・八畝地区直轄地すべり対策事業

重信川直轄河川改修事業

一般国道55号 福井道路

一般国道55号 安芸道路

一般国道56号 津島道路

四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東

一般国道11号 川之江三島バイパス

一般国道11号 新居浜バイパス

一般国道33号 高知西バイパス

一般国道55号 阿南道路

一般国道56号 大方改良

一般国道56号 中村宿毛道路

一般国道56号 伊予インター関連

## 5. 審議結果等

- ・再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。

吉野川総合水系環境整備事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

仁淀川総合水系環境整備事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

善徳地区直轄地すべり対策事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

怒田・八畝地区直轄地すべり対策事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

重信川直轄河川改修事業

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道55号 福井道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道55号 安芸道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道56号 津島道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道11号 川之江三島バイパス

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道11号 新居浜バイパス

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道33号 高知西バイパス

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道55号 阿南道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道56号 大方改良

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道56号 中村宿毛道路

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

一般国道56号 伊予インター関連

「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

以 上